

Ⅲ 医療事故発生時の初期対応

1 インシデント発生時の対応

- ① 第一に患者の安全を確認する。
- ② 医師に報告し、対処方法の指示を仰ぐ。医師は患者の状況により診察する。
- ③ 当事者は所属長に報告し、所属長とともに患者または家族に事実説明を行う。
- ④ 当事者はインシデントレポートを入力し、医療安全管理室に報告する。

2 アクシデント発生時の対応

- ① 第一に患者の生命を守るための処置を全力で行う。
 - ② 当事者一人で処置を行わず、医師、看護師等出来るだけ多数の援助を求める。状況により CPR コールをかけることを躊躇しない。
 - ③ 患者の生命にかかわらない事故であっても、精神的、肉体的傷害に対する処置を全力で行う。
 - ④ 事故を起こした医療者は、必ず上席者と一緒に患者や家族、または遺族に対する事実説明と不幸な転帰に対する共感的謝罪を行う。この時点では、過失の有無や責任論に触れてはならない。
 - ⑤ 迅速に「アクシデントレポート」を提出する。
緊急時には口頭で、迅速に所属長・医療安全管理室に報告し、医療安全管理者へ報告する。報告があったものに関しては、組織として対応を行っていく。
 - ⑥ 医療安全管理室が緊急を要すると判断した場合、医療安全管理責任者より院長へ連絡し連携を図る。
 - ⑦ 緊急を要しない場合は、週明けの医療安全管理者連絡会で医療安全管理室より報告し、必要な事後対応について協議する。
 - ⑧ 患者・家族への説明は、主治医・当該科責任者が対応する。
 - ⑨ 文書による回答を求められたときには、軽率に承諾しない。
 - ⑩ 証拠保全（証拠保全の図参照）
医療事故につながったと見られる薬、医療機(器)材、および事故発生時のカルテ記録を速やかに保全する。
 - ⑪ 患者や家族とのコミュニケーションを一貫性のあるものにするため、関連部署の職員に医療事故の内容および対応方針を十分に認識させる。
 - ⑫ 後日、医事紛争に発展しそうな事例は、Ⅳ. 重大な医療事故に対する病院対応に従い対応する。
- * レベル 4 以上の医療事故、あるいはレベル 4 以下であっても、病院として迅速な対応が必要と判断される場合は、Ⅳ. 重大な医療事故に対する病院対応に従う。